

# 公益社団法人日本トライアスロン連合 財産管理規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本トライアスロン連合（以下、「この法人」という。）の基本財産の維持、保存、取得及び運用（以下、「管理」という。）並びに処分についての必要な事項を定める。

## (適用範囲)

第2条 定款に定めのあるものを除き、基本財産の管理及び処分については、この規程の定めるところによる。

## (定義)

第3条 本規程で「基本財産」とは、定款第37条第2項各号に掲げるものをいう。

## (管理責任者)

第4条 基本財産の管理責任者は、専務理事とする。

## (基本財産等の管理方式)

第5条 基本財産等のうち、現金は、次の各号に掲げる方法により、安全かつ有利にこれを行い、保管するものとする。

(1) 預貯金（確実な金融機関に預け入れをする。）

(2) 貸付信託及び金銭信託（元本補てん契約により元本が保証されるものに限り信託をする。）

(3) 国債、政府保証債、地方債等（確実な有価証券に限りかえる。）

(4) その他理事会にて承認された方法

2. 基本財産は、危険の分散を図るため、特定の金融機関の預貯金や特定の有価証券などに過度に集中した管理運用を行わないものとする。

## (基本財産の処分及び担保への提供など)

第6条 この法人の基本財産にあつては、この法人の事業遂行上やむを得ないと認められる理由がある場合に限り、他の財産に繰り入れ、若しくは担保提供し、又は処分（譲渡、交換を含む）することができる。

2. 前項の基本財産の重要な変更、担保提供、又は処分については、総理事数の過半数が出席した理事会において、議決に加わることの出来る理事の3分の2以上の決議を得なければならない。

(基本財産等の果实)

第7条 基本財産から生ずる果实は、公益目的事業、管理運営費用に充当するものとする。

(理事会の関与)

第8条 基本財産の管理方法については、毎事業年度ごとに理事会の決議により定め、専務理事は、その議決された方法に従い、管理を行うものとする。

2. 専務理事は、早急に基本財産の運用を変更する必要性が生じた場合には、その変更した直後の理事会に報告し、その承認を得るものとする。

(情報の収集等)

第9条 基本財産の保全を図るため、事務を担当する職員は、金融機関及び信託会社の信用情報など必要な情報の収集を行い、これを専務理事及び理事会に報告するものとする。

(規程の変更)

第10条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

本規程は、2015年(平成27年)6月9日から施行する。